

第2回東大阪市上下水道事業経営審議会 議事概要

- ◆日 時 令和8年8月4日（火）15:00～16:15
◆場 所 東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室

◆次 第

- 1 開会
- 2 会議の公開及び傍聴者の入場
- 3 議事
(案件) 水道料金の改定について
- 4 閉会

◆出席者

- 資料－1 出席者名簿 参照

◆配布資料

- 資料－1 出席者名簿
資料－2 水道料金の改定について
諮問書

◆会議録

1 開会

○ 開会

これより第2回東大阪市上下水道事業経営審議会を始めます。

○ 資料確認

資料は、次第の他に

資料－1 出席者名簿

資料－2 水道料金の改定について

諮問書

となります。

資料につきましては、議事進行上使用いたしますので、よろしくお願いいたします。
す。

2 会議の公開及び傍聴者の入場

○ 傍聴者の入場

本審議会の会議につきましては、審議会規程第6条第3項に基づき原則公開することとしておりますが、本日傍聴人の受付はございませんでしたことをご報告させていただきます。

○ 会議の公開について

本審議会につきましては、議事録作成のため、録音させていただき、また、作成した議事録は皆さまにご確認いただいた後、個人名を伏せた状態で市ウェブサイト公開させていただきます。

上下水道事業管理者あいさつ

東大阪市上下水道事業管理者の江原でございます。

本日はお忙しい中、また大変お暑い中、2週続けてという形でお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

今回の経営審議会では、水道料金の改定について諮問させていただくこととなっております。

これまでも繰り返しご説明させていただいておりますが、改めて少し、経過を整理いたしますと、令和6年11月の経営審議会において、答申をおまとめいただきました。その内容をもちまして、令和6年第4回定例会、12月の議会で行いました令和7年10月の平均約19%、令和10年4月の平均約8%の2段階の料金改定内容とする条例改正案

を市議会に提案させていただきました。

その結果、2段階目の令和10年4月の改定につきましては、その必要性は認められつつも、今後の国の補助金の拡充の動き、我々水道事業者の経営努力等々を踏まえて、改めて算定すべきとの判断をいただきまして、見送りされたという状況でございます。

今年度の審議会には、我々として課題と認識しております、令和10年4月の平均約8%の改定を検証いただき、これをどのようにするのかということを中心にご審議いただきたいと考えております。

前回の答申内容を踏まえて、ご議論いただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

何卒ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

3 議事

(案件) 水道料金の改定について

(庶務より、**資料-2**「水道料金の改定について」の内容について説明)

【会長】

今回は料金改定に係る前提条件を整理いただきましたので、今後は示された前提条件で様々な検証やシミュレーションを進めていくことになります。

○ 質疑応答

【委員】

資料2の9ページにある料金回収率100%以上を維持する意味を教えてください。

【庶務】

料金回収率は供給単価を給水原価で割る計算方法になっておりまして、供給単価は水1m³あたりの販売単価、給水原価というのが1m³を作る際に係る費用となっております。こちらが100%以上になりますと水道料金で事業を賄えているということになります。

【副会長】

資料2の11ページで今回見込んでいる補助金の収入金額を教えてください。概算でも結構です。

【庶務】

こちらにつきましては管路更新事業費の10分の1となっており、管路更新事業費を約355億円見込んでおりますので、約35億円を見込んでおります。

また、水走配水場更新事業費を約 1 6 6 億円見込んでおりますので、その 4 分の 1 を見込んでおります。

【委員】

資料 2 の 1 0 ページの条件設定について、前回のデフレーターによる補正のところで令和 7 年～令和 17 年の管路更新事業費が約 3 1 億円となっていますが、今回は変更ないということですが、この金額は固定という解釈で良いのでしょうか。

【庶務】

この金額で固定させていただいております。

【委員】

資料 2 の 1 3 ページの条件設定で企業債借入金利の令和 8 年度は 3 . 5 % となっていますが、これは令和 1 7 年度まで 3 . 5 % を使うということでしょうか。

【庶務】

令和 8 年度が 3 . 5 % となっております、下がっていく見込みにはなっていますが、適用金利としましては 3 . 5 % を使う想定をしております。

【委員】

資料 2 の 5 ページ、広報紙や検針時のチラシについて、一戸建ての場合は検針の時に一緒にチラシを渡すのは理解しておりますが、例えばアパートや賃貸のマンションという場合は、マンション一つに対して請求をされて、大家ないしはオーナーが各戸に対して振り分けていくと思いますが、この時のアパートやマンションに入れるチラシというのは大家やオーナーに配布しているということでしょうか。例えば私達が見ようと思えば、オーナーや大家がコピーして配っていかないといけないということでしょうか。掲示板等に貼ることになると思いますが、私は賃貸に住んでおりますが、改定してからのチラシを見たことがありません。それはそのようなやり方で合っていますか。

【庶務】

こちらは検針時に水量のお知らせをいれさせていただくところに配布しており、またオーナーに周知いただきたく送らせていただいております。そういったところの周知ができていないことがあるというのが現状と思っておりますので、今後はウェブサイトでの掲載も考えて行っていきたいと思っております。

【委員】

チラシについては私も賃貸に入っておりますが、今の賃貸のところは家主自体もチラシを見たことがないと毎回聞いております。チラシというのはどのような形で届けていますか。検針票はどのように渡していますか。

【庶務】

検針票、チラシにつきましては各お客様の状態によって変わっておりまして、オーナーがマンションに住んでおらず、別で管理会社をやっておられるとそちらに郵送するなどの対応をしております。

【委員】

オーナーが皆に知らせないといけないのを見せていない。チラシが来たら貼ってほしいと言っておりますが、一度も貼ってくれていません。

【理事者】

委員のご質問について、整理させていただきます。

資料2の7ページに前回の答申の内容を整理して書かせていただいております。先ほど、庶務より、給水契約者へ検針をした時にチラシを入れているという説明をしました。が、契約者にしかそこは行きませんので、賃貸住宅の場合でしたらお住まいになられている方にはいかない。それだけでは駄目なので、局の広報紙である水さき案内に料金改定を掲載したもの、それと市の広報紙市政だよりは全戸配布となっておりますので、複数の媒体、もちろんインターネットにも上げておりますが、委員の仰っている紙媒体で複数の手法で周知するようにしております。

【委員】

市政だよりは全部見ております。ウェブも見ようと思えば見られるので見ていますが、他の人達はウェブも見えていないと思います。年寄りには特にウェブを見ないと思います。市政だよりも文字が小さいので、拡大鏡でも見えないです。そういう苦情もありますので、そこでもっと分かるような簡単な方法はないのでしょうか。

【理事者】

今の段階でこうするというものはございませんが、広報に関しては工夫と改善を重ねていきたいと考えております。

【会長】

建物によって、色々なパターンがあるのかと思います。複数のチャンネルを使って、で

きるだけ周知するという手法を取られているということですので、引き続き周知を様々な方法で進めていただければと思います。

【委員】

今回の財政シミュレーションで想定される期間というのは、何年から何年を想定されていますか。

【庶務】

資料２の９ページに書かせていただいているとおり、料金算定期間といたしましては令和９年から令和１１年の３年間で考えております。

【委員】

シミュレーションは令和１７年まで使われていたもので、シミュレーションは令和１７年度までやられると思ったのですが。

【庶務】

前回の料金改定時には令和１７年度まで見込んで、料金算定をしておりました。今回につきましても令和１７年度までは必要かと考えております。

【庶務】

前回は事業費を令和１７年度まで提示させていただいております。なので、令和１７年度までのシミュレーションを立てさせていただいているところでございます。今回の料金改定につきまして、前回の令和６年料金改定は５年間という形で、これは料金の算定期間として５年間という形を取っておりました。今回１９％、８％より前の３年間をお認めいただきまして、残りの２年分が残り８％、令和１０年４月からという形になっておりますが、今回の料金改定の算定期間といたしましては令和９年、１０年、１１年の３年度分を算定期間という形を取らせていただいております。シミュレーションといたしましてはそれより長い１７年度の事業費まで確定しておりますので、その分のシミュレーションを立てさせていただいて、その中で算定期間という形で計算させていただきます。

【委員】

資料２の６ページに今後の国庫補助金の確保や経営努力を踏まえてと書いてありますが、国庫補助金というのは保証されるようなものなのでしょうか。

【理事者】

基本的には次年度以降の国庫補助金というのは約束されておられません。しかしながら、

国の水道事業にかかる予算というものがあり、それが各水道事業体に配分されるようになっております。当然我々国費を確保する努力というのをしていかなければならないのですが、我々の確保に向けた努力を込みでこれぐらいは見込めるだろうと、あるいは見込める前提条件が成り立ったところでございます。資料2の6ページにこのようなことを書かせていただいているのは、議会からこのような意見をいただいております、2年前の令和6年の8月に諮問をさせていただいて、答申がその年の11月でございました。その段階では、正式に我々が国費を得られるというようなものがございました。ただ、それを12月の議会にかけた時、既に次の年度に向けた国の動きが情報としてありまして、そこで令和6年度のシミュレーションの時には国費という特定財源を入れてなかったのですが、そういったものを入れていくことが可能であろうと。そういったことと経営努力を持ってして、8%を今確定するのではなくて、ある程度見込みがたった段階で改めて審議しては良いのではないかという主旨で当時見送られたというものでございます。現に令和6年度の補正予算、令和7年度の補正予算及び令和8年度の当初予算で管路建設に対する国費というものは受けることができます。合わせて水走配水場につきましてはまだ調査段階ではございますが、その調査費用に対して補助率3分の1の国費というものを充当することができました。ただ予算というものは要求して要求通りくるものではございませんので、資料の11ページに水走配水場更新事業費の4分の1と書いておりますのは、実は補助率は3分の1ですが、3分の1しっかりと取れるかどうかというのは今の段階でははっきりと申し上げられませんので、それを少し落として4分の1というぐらいは取りにかなければならないという主旨でこのように書かせていただいております。なので、今国費は取れておりますが、2年前の時にはそれが明確に書けなかったというところが変わっている条件でございます。

【委員】

資料2の11ページの財政シミュレーションで見込むと書いているのがいつになるでしょうか、補助金が万が一取れない場合もあるのでしょうか。計算すると事業費が647億円になると思いますが、77億円の補助金が取れなかった場合は8%の料金改定でも賄えないのではないのでしょうか。市議会でどのように擦り合わせていくのかは分かりませんが、不安ですので、払拭できることを教えていただきたいと思います。

【副会長】

今、委員の仰ったことは私も同感です。1点は先ほど仰った77億円、資料の11ページで確保に動いていただいている補助金の見込み額。厳しめに見られている77億円の収入額、これがどの時点で確定になるのかというご指摘かと拝聴しました。これが10ページの上から書かれている事業費を補助金が入らなかった場合は賄えないだろうということです。そのシミュレーションで十分なのかというご指摘なので、ご提案として私は資料1

1 ページの 2 番目の企業債の借入金の金利、今回 3. 5 %で引き上げて計算をなされています。更に物価、賃金上昇率ですが、内閣府の資料を引用しておられます。以前もご質問したと思いますが、資料 2 の 1 2 ページの矢印、表下の二つ目に事業費には毎年 1. 5 %の上昇を見込むとなっております。令和 7 ～ 9 年度は毎年 5. 2 %、それ以降に関しては落ち着いてくるだろうということで 1. 5 %でシミュレーションされているのだと思いますが、2 年前に審議した以上に為替ですとか国内の物価上昇率は高くなっているのではないのでしょうか。委員が仰ったように市議会にご説明いただくには過去にも出していただいたようなもっとも厳しいパターンのシミュレーション、つまり貯金を可能な限り低く見積もった場合のもっとも安全策を取った場合で 7 7 億円がどの程度入るのかという場合のシミュレーションが必要ではないのでしょうか。補助金収入がまったく得られず 0 円になる想定がないのであれば、この金額で良いと思いますが、想定としては、現在のシミュレーションを更に厳しくした場合、更にはこの 1. 5 %や金利の上昇率については、このまま 3. 5 %から下がっていくというのは、現在の金利の考え方からは想定されにくいのではないのでしょうか。その点からは、政府の財源や政策の動きは見通しがつきませんので、市の経営状況に基づき、市の財政を守ると言う意味でこれから更に物価が上昇していくようなパターン②、更には現行のパターン③が望ましいと考えられます。図のカーブは令和 1 0 年から少し下がっていますが、現場の皆さんの肌感からするとこのシミュレーションは甘いのではないのでしょうか。その点について、ご提案の域ですが、シミュレーションを市議会にお示しいただく上で、3 パターンほど、もっと厳しいパターン、予想どおり、予想より軟化したパターンというものがあっても良いのではないかというのが提案です。その点はいかがでしょう。

【理事者】

物価・賃金上昇という中で、前回のシミュレーションの際にはまだ我々の賃金や維持管理に係る経費、そういったものの上昇というのは見込んでおりませんでした。見込まなくて良いのかという質問があったように記憶しておりますが、私共の給料を人事院勧告が出ていない段階で入れることができなかった。今回入れておりますのが、資料の 1 4 ページに書かれている数字でございます。これは賃金の上昇というものでございます。質問に対する答えは少し変わりますが、企業債の金利につきましては資料 1 3 ページに書かれておりまして、これは名目長期金利というものが、令和 7 年から令和 1 7 年まで、1. 7 %から 2. 1 %という数字があり、今年度の我々の適用金利というものが、実は 3. 5 %が適用されております。その差が 1. 4 %で名目長期金利と適用金利の想定を下段に書いておりますが、これを下げるのではなく、資料の一番下に矢印を書いておりますが、3. 5 %というものを令和 1 7 年度まで適用するよう設定しております。長期金利が今後どうなるのかは本当に読めません。悪戯に上げるのは根拠がございませんし、かといって下げていくというのは、そのシミュレーションで良いのだろうかという形になります。2 年前まで

2%もいってなかったのが、今は3.5%まで上がっております。また後程、説明いたしますが、3.5%というものを適用するというのが今のシミュレーション上では妥当ではなかろかと思い、書かせていただいております。最後に12ページでございますが、これは2年前にもお示しさせていただいた、これはあくまで建設工事費がどう上がっていくのかという国土交通省総合政策局が出しているデフレーターに基づいて、将来的な建設工事費の資料の10ページに書かせていただいている施設整備事業費に適用するものでございます。資料の12ページに書いております通り、平成23年から令和2年度までが、10年間で平均1.5%、そこからぐっと伸びまして、令和3年から令和5年までで平均5.2%伸びております。過去のデフレーターを分析いたしますと、大体3年ぐらい上がった後に、上がり方が緩和されるというあくまで過去の傾向でございます。今後の見通しではないのですが、過去いくつかあった建設物価が上昇した時に大体3年ぐらいで落ち着くということでございますので、令和5年で落ち着くのではなくて、令和7年から令和9年、更に3年上がっていくというように仮定して、そこからそれ以前の状態に戻っていくという仮定をしたものでございます。令和9年以降、本当に1.5%なのかというところは読めませんが、現時点においては5.2%の範囲内に建設物価のデフレーターは収まっております。収まって上げるのではなくて、2年前に設定した5.2%というものを適用するのが、かえって厳しめの適用になると、このように判断いたしまして、建設事業費に関しましては、建設工事費のデフレーターというものを前回と同じように適用させていただこうと考えております。

【副会長】

それは以前にも教えていただいて、厳しめにさせていただいていることは理解しております。ただ、前回議会で様々な事情を勘案して、もう一度審議するようにということで我々がここに集まっている訳ですが、懸念といたしましては財源をお示しいただきたいです。収入が増えたら水道料金を値上げしなくても良いという議論になるのではないのでしょうか。はっきりと言って、そこを懸念いたします。なので、先ほど複数の委員が仰っているように、財源の予測がつきませんが、ただ市の現状、市民の皆さんの生活を考えると、先ほどの賃金上昇率も市の人件費と仰いましたが、それは一つの目標の割合だと思いますけれども、ただ市中の経済状況を見ますと、全国平均値と比較して更に変動が激しいと思います。そう考えた時には市の皆さんに市の財政状況や公営企業の経営状況をお示ししつつ、上下水道にかかる安全性を担保し、災害対応時、例えば起債による財源確保をしないといけなような状況になった場合、他市の状況を考えるとこのシミュレーションで十分にご納得いただけるのかというのが疑問です。ですので、市の状況と市民の皆さんの状況を勘案して、かなり厳しめのシミュレーションを出すことがご提案です。

【理事者】

大変ごもっともなご意見でございます。シミュレーション上の数字を設定して、どうするというのは、そこに資料2の9ページの最下段に書いております料金算定期間というものを何年間設定するのかということで、今回は3年間をみております。これが長くなればなるほど、不確定要素というものを考慮していかなければなりませんので、ではここは厳しめにみないといけないのではないかなということになりますが、逆に今長く見て、それが妥当なのかというところが非常に私共も懸念するところでございます。財政シミュレーションは令和17年度までしていきますが、料金算定期間を令和11年度までの3年間とすることで、これが今回設定した諸条件が適切であれば、その時点で引き続き、その条件を継続していく形になります。そこで厳しかったら緩くし、緩ければ厳しくする。今回は逆に前回よりも厳しくみさせていただいて、唯一建設工事費のデフレーターのみは資料12ページに書かせていただいている図の範疇に収まっておりますので、それを適用させていただくと、そのようにご理解いただければと思います。特定財源と国費につきましても管路建設の10分の1程度は入れられると見込んでおりますが、逆に先ほど他の委員が仰っていたように国政において水道の事業費が増えて、各水道事業体に対して配分が増えていけば、この10分の1というのが更に大きくなる可能性も将来ございます。ただ建設事業費というのは水道だけではございませんので、結果的に水道に回ってくるお金がなくなれば、10分の1も確保されないということに繋がりがかねません。水走配水場につきましても、補助率3分の1が適用されるという前提条件は確保できましたが、我々の要求通り、その年度の事業費の3分の1が入ってくるという保証はございません。だからと低く見積もりすぎてもいけませんので、今の段階では4分の1、3分の1を4分の1にした根拠はないですが、少し低く見積もって、シミュレーションというものに乗せていくことにしようと考えております。これも次の算定期間の入った時に、それがどうなるというところを考慮して、その段階で軌道修正をする。あるいはそのままの条件でいくというものを考えることになるかと思っておりますので、今回ご提示させていただきました条件につきましてはご理解を賜ればと思っております。

【会長】

大体意見が出たようですが、議論の中で将来に対して、このままで大丈夫かという、そのような不安を感じるような、心配されるご意見、ご発言が多かったと思います。今の説明で厳しめにみて、算定期間を短めにすることで予想の確度を上げていくなど、一定の根拠を持って、シミュレーションされていると思いますが、その辺をきっちりと説得力のある形でシミュレーションを実施していただいて、我々が納得できるような形の再計算の結果をお示しいただければと思います。今回の料金改定は基本的に前回の答申を参照して、料金改定については前回答申の考え方を踏襲することになります。次回の会議は今回の会議で示された財政目標や施設整備計画の条件設定などを反映した財政シミュレーショ

ンや料金改定時期、料金改定率についての説明を予定しております。委員の皆様にはその財政シミュレーションを見て、ご意見をいただく予定にしております。引き続き、よろしくお願いいたします。

4 閉会

(庶務より、今後のスケジュールについて説明)